

# 公益の風 #18



白梅学園大学 子ども学部 子ども学科 准教授  
東北公益文科大学大学院非常勤講師

牧野 晶 哲

2022年6月に公布され、翌年4月1日から施行される「子ども基本法」はご存知でしょうか。子どもの視点や子育て当事者の視点に立った政策を実行するために、また子どもや家庭が抱える複合的な課題に対し切れ目なく包括的な支援を提供する原理原則を示す法律です。この基本法が制定されるに至った1つ目の理由は、幼児教育・保育の無償化や待機児童施策が打ち出されるものの未だ少子化に歯止めがかかっていないことです。庄内地域でも大きな問題として取り上げられていると思います。2つ目の理由は、子どもの貧困や虐待やヤングケアラーなど子育て家庭をめぐる問題、さらに過去最高の数値を示したいじめや不登

## 未来を担う子どもたちの今を支えるスクールソーシャルワーカー

校など学校で生じる問題が示す通り、子どもを取り巻く環境が非常に深刻なためです。子どもが安心して成長できるとともに、将来に希望を持ち学び社会的な自立を図ることができる環境を整備するのは社会の急務の課題です。

この基本法を推進するために新たに子ども家庭庁を設置して各種政策や取り組みを一体的に実施しますが、学校を管轄する文部科学省は残りません。引き続き子どもたちが抱える問題に対して学校を支援の拠点と見立て、組織的対応を図ることが求められます。そこで期待されている専門職がスクールソーシャルワーカー（以下SSW）です。文部科学省が2008年度から開始したSSW活用事業によって全国的に普及しました。SSWの役割は、全ての子どもが籍を置く学校を基盤にし、子どもに寄り添い意思や希望を尊重しながら、家庭・学校・関係機関・地域社会をつなぎ合わせて困難な状況を改善していく専門職です。

それでは山形県のSSW活用事業の現状はどうでしょう。2014年度から庄内・村山・最上・置賜教育事務所に『エリアSSW』として1名ずつ

配置、2015年度には小学校に配置している『子どもふれあいサポーター』をSSW活用事業の予算に計上し始めました。ただ双方とも採用された方の多くは教職関係者であり、ソーシャルワークの価値を踏まえた実践を期待されるものはありません。ようやく2016年度から社会福祉士等の国家資格を有する『SSWコーディネーター』を採用（1日4時間、週3日程度、年35週）し、2年を1期として県内市町村に派遣しています。この2年の期間にSSWの必要性が認められ、県のSSW活用事業に頼らず市町村独自で導入に踏み切った自治体もあります。実は庄内地域ではすべての市町がSSWを導入しておりますが、社会福祉士を輩出している東北公益文科大学、そしてSSW養成課程を設置している大学院が果たしてきた役割が大きいのと思います。未来を担う子どもたちの今を支えるSSWはまさに公益の実践と言えるため、より多くの方々に関心を向けていただけることを願うばかりです。

最後に私ですが、2018年から大学院で「スクールソーシャルワーク論」を担当させていただきました。東北公益文科大学の初代学長である小松隆二先生が、私の勤務する白梅学園大学の理事長も務めていたご縁からお声がけいただき、毎年庄内地域に足を運んでおります。大学院ではSSWの人材育成や資質向上、山形県のSSW運用方法や待遇改善、そして子どもたちへの支援の充実に向けたお手伝いができるよう今後も努力していきます。



TRJ サークル（人間関係の構築や相互理解を目指す話し合い）